

昭26.11.6.

65 昭和26年11月6日 火曜日 官報

第7449号 (16頁)

官報

主要目次

- 保健婦助産婦看護婦法等の一部改正
- 倉庫業法に基き開催する公聴会に関する省令告示
- 高压ガス取締法施行令
- 国家公安委員会神奈川県本部無線局の呼出名称、電波の型式、周波数等変更
- 無線局免許
- 第十一芙蓉丸無線局の免許人変更
- 日本国籍離脱者
- 大蔵大臣に対し連合国財産の返還に關し通知した事項
- 連合国財産の譲渡・引渡命令
- 福井県農協第四回さかえ割増金附定期貯金の細目等
- 福井県農協第三回みづほ定期貯金の細目等
- 青森県漁協第二回定期貯金の細目等
- 高根県農協第七回當農定期貯金の細目等
- 第一回保健婦及び助産婦規程の一部改正
- 暴風櫻識あげおろし通知電
- 青山南町郵便局移転
- 国会事項

七四

七三

七三

七三

七三

七三

七三

七

法律第二百五十八号
保健婦助産婦看護婦法等の一部
を改正する法律
昭和二十六年十一月六日
内閣總理大臣 吉田 茂

御名 御璽

昭和二十六年十一月六日
内閣總理大臣 吉田 茂

保健婦助産婦看護婦法等の一部
を改正する法律をここに公布す
る。

法律

3 第一項の者は、第七條の規定に
かかわらず、厚生大臣の免許を受
けることができる。

4 前項の規定により免許を受けた
者は、第三十一條第二項
の規定を適用しない。

第五十三條第三項を次のよう改
めることとする。

第五十三條第三項を次のように改
めることとする。

この法律は、公布の日から施行する。
附則第十二項及び第十三項を削
る。

附則

厚生大臣 橋本 龍伍

(政令で定める液化ガス)
第二條 法第二條第四号の政令で定め
る液化ガスは、左の通りとする。

一 シアン化水素ガス
二 フレオソナーガス
三 プロムメチルガス

毎日文庫

(政令で定める液化ガス)

第三種郵便物認可

第一條 法第三條第一項第五号の政令
で定める高压ガスは、左の通りとす
る。

一 鉄道車両のエアーコンディショ
ナーレ内における高压ガス
二 船舶安全法(昭和八年法律第十
一號)第二條第一項の規定の適用
を受ける船舶内における高压ガス
三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第
七十號)第二條第二項の鉱山に
所在する当該鉱山における鉱業を
行うためガスを圧縮、液化その他の
の方法で処理する設備内における
高压ガス

一

二

三

四

五

六

七

四 ターボ式冷凍設備内における液
化フレオソナーガス
五 液化フレオソナーガス又は液化
プロムメチルガスの製造のための
設備外における当該ガス
六 オートクレーブ内における高压
ガス(水素ガス、アセチレンガス
及び塩化ビニールガスを除く。)

御名 御璽

御名 御璽

高压ガス取締法施行令をここに
公布する。

73 昭和 26 年 11 月 6 日 火曜日 官報

◎大蔵省告示第千六百二十四号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十四條第一項の規定により、大蔵大臣に対し、その所有する連合国財産の返還に關し、左の通り通知した。

昭和二十六年十一月六日

大蔵大臣 池田 勇人

一 返還請求権者の名称及び事務所
フレトザー同族株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目六番地

二 連合国財産の種類、数量及び所在地
種類 数量 所 在 地
土地(宅地) 二千九百坪 神奈川県横浜市中区根岸旭台三十五番地、三十五番地の二三十六番地、三十九番地、四十番地及び四十八番の一

三 戻還期日 昭和二十六年十一月十日
(一)建物(家屋番号) 二棟総坪百八坪六合九 同所三十九番地、四十番地及び四十八番地

三 戻還期日 昭和二十六年十一月十日
(一)建物(家屋番号) 二棟総坪百八坪六合九 同所三十九番地、四十番地、四十二番地、四十四番地及び四十八番の一

三 戻還期日 昭和二十六年十一月十日
(一)建物(家屋番号) 二棟総坪百八坪六合九 同所三十九番地、四十番地及び四十八番地

◎大蔵省告示第千六百二十五号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、左の者に対し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十六年十一月十日にフレトザー同族株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目六番地)に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十一月六日

大蔵大臣 池田 勇人

一 吉原慎一郎(神奈川県横浜市磯子区中根岸町二丁目九十三番地)
種類 数量 所 在 地
土地(宅地) 百六十八坪 神奈川県横浜市中区根岸旭台三十番地及び

一 太田亥十二(神奈川県横浜市中区木牧元町百八十三番地)
種類 数量 所 在 地
土地(宅地) 百八十二坪 神奈川県横浜市中区根岸旭台二十一番の一

◎大蔵省告示第千六百二十六号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、閉鎖機関整理委員会(東京都千代田区丸の内一丁目二番地)に対し、閉鎖機関住宅営団が所有する左の財産を昭和二十六年十一月九日にゼ・ヤンツエー・インシュアラント・アソシエーション・リミテッド(中華民国上海ゼ・バンド二十六番)に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十一月六日
大蔵大臣 池田 勇人

一 土地(宅地) 二百三十三坪一合四勺 神奈川県横浜市中区山下町七十五番の三及

二 建物(家屋番号) 一百八坪九合 び四 同所同番の四

◎大蔵省告示第千六百二十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、高知県農協第四回さかえ割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日

大蔵大臣 池田 勇人

大蔵大臣 池田 勇人
高知県農協第四回さかえ割増金附定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
福井県農協第三回みづほ定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
農定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
島根県農協第七回營

大蔵大臣 池田 勇人
農定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
福井県農協第三回みづほ定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
農定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
島根県農協第七回營

大蔵大臣 池田 勇人
農定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
福井県農協第三回みづほ定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
農定期貯金

大蔵大臣 池田 勇人
島根県農協第七回營

大蔵大臣 池田 勇人
農定期貯金

◎大蔵省告示第千六百二十八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、島根県農協第三回みづほ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日

大蔵大臣 池田 勇人

大蔵大臣 池田 勇人
島根県農協第七回營

大蔵大臣 池田 勇人
農定期貯金

◎大蔵省告示第千六百二十九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、島根県農協第七回營定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日

大蔵大臣 池田 勇人

大蔵大臣 池田 勇人
島根県農協第七回營

大蔵大臣 池田 勇人
農定期貯金

77 昭和 26 年 11 月 6 日 火曜日 官報

第7449号

昭和 26 年 11 月 6 日 火曜日 官 報

○工場財団

昭和二十六年五月二十三日交付第三
七号一葉
府中税務署在勤大蔵事務官森下茂雄
名義の分
昭和二十六年九月二十二日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたか
ら、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月 広島国税局

一、國稅滞納者財産差押証票
昭和二十六年二月一日交付第一八号
一葉

徳島税務署在勤大蔵事務官南儀一名
義の分

昭和二十六年九月七日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故
発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十一月 高松国税局

官報

第7449号

昭和 26 年 11 月 6 日 火曜日 官 報

○工場財団

昭和二十六年五月一十三日交付第三
七号一葉
府中税務署在勤大蔵事務官森下茂雄
名義の分
昭和二十六年九月二十二日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたか
ら、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月 広島国税局

一、國稅滞納者財産差押証票
昭和二十六年二月一日交付第一八号
一葉

徳島税務署在勤大蔵事務官南儀一名
義の分
昭和二十六年九月七日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故
発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月 高松国税局

官報

第7449号

告掲載の日から三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付であるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十一月六日
大阪法務局古市出張所

名古屋市南区星崎町字緑出六十六番地新大同製鋼株式会社工場財団に対し、神奈川県川崎市北加瀬六百二十二番地新大同製鋼株式会社川崎工場、長野県西筑摩郡福島町字下万郡二千三百二十七番地の二新大同製鋼株式会社福島工場を新たに工場財団に属すべきものとして追加変更登記申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若くは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但し、財団に属したるものとの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

器具に對して新に他のものを財團に屬せしめたるに因る登記の申請があつたから同財團に屬すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内に其権利を当厅に申出られたい。

但し、工場財團に屬すべきものの目録は当序に備付けてあるから関係者の閲覽に供する。

昭和二十六年十一月六日
神戸地方法務局尼崎出張所

一、検査章
昭和二十五年五月十二日交付第三二二号一葉
大分税務署在勤大蔵事務官神品宗吉
名義の分
昭和二十六年九月十四日亡失

一、検査章
昭和二十五年七月十五日交付第五六六号一葉
別府税務署在勤大蔵事務官玉田稔翁
義の分
昭和二十六年九月二日亡失

一、検査章
昭和二十五年十二月一日交付第一五五号一葉
玉名税務署在勤大蔵事務官吉田了名
義の分
昭和二十六年七月二十日亡失

昭和二十六年八月十九日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつむ
ら、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十六年十一月 福岡国税局
一、検査章
昭和二十五年十月五日交付第七三
一葉

昭和二十六年八月二十五日亡失
一、検査章
昭和二十六年五月二十二日交付第
六号一葉
福岡国税局在勤大蔵事務官西山吉
名義の分
昭和二十六年八月二十七日一葉

昭和二十六年七月三十日亡失
一、國稅滯納者財產差押証票
昭和二十六年一月十九日交付
号一葉

京橋稅務署在勤大藏事務官野
名義の分

昭和二十六年七月十八日亡失
一、國稅滯納者財產差押証票
昭和二十六年五月二十四日交
三号一葉

江戸川稅務署在勤大藏事務官
市名義の分

昭和二十六年八月二十九日亡
一、國稅滯納者財產差押証票
昭和二十五年十一月九日交付
号一葉

神奈川稅務署在勤大藏事務官
隆名義の分

昭和二十六年八月十日亡失
一、國稅滯納者財產差押証票
昭和二十五年九月十一日交付
号一葉

神奈川稅務署在勤大藏事務官
名義の分

中村直 失	一、検査章 昭和二十六年一月四日交付第一一号 一葉
田国雄 第二	伊那税務署在勤大蔵事務官三沢宜善 名義の分 昭和二十六年三月五日亡失
第三 二三	一、検査章 昭和二十六年六月十五日交付第二二号 一葉
高木 善名義の分 一男	岩村田税務署在勤大蔵事務官高木 善名義の分 昭和二十六年八月二十九日亡失
七 七号	一、收稅官吏章 昭和二十六年六月二十六日交付第 七号 一葉

本籍並びに住所長野県南安曇郡高
家村二百六番地

事件本人 飯田 英
明治三十一年四月二十三日
当家庭裁判所は長野県南安曇郡高
村二百六番地飯田穂並の申立により
事件本人に対し昭和二十六年八月二
七日準禁治産を宣告した。
昭和二十六年十月二十五日
長野家庭裁判所松本支部

●昭和二十六年(家)第三七九号
本籍兵庫県豊岡市清冷寺一七九七
番地、住所同所滋茂一〇二番地川
口きく方 事件本人 門間竹
明治四十三年六月三日
兵庫県豊岡市清冷寺一七九七番地
聞きよの申立により当裁判所は右事

延岡税務署在勤力職事務官並巡回
名義の分

昭和二十六年八月十三日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたら、事故発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十一月 熊本国税局

昭和二十六年六月十三日亡失
一、検査章
昭和二十五年十二月五日交付第一
八号一葉

右それぞれ亡失の旨届出があつて、事故発生の日以降無効とする
昭和二十六年十一月 関東信越国税

一、検査章 昭和二十六年八月二十三日交付
城東税務署在勤大蔵事務官影山
名義の分 号一葉

一、検査章 昭和二十六年九月十四日亡失

一、検査章 昭和二十四年十一月一日交付管
号一葉 北税務署在勤大蔵事務官永田芳
の分

一、検査章 昭和二十六年九月五日亡失

一、検査章 昭和二十四年九月十日交付第
一葉 北税務署在勤大蔵事務官徳田芳
義の分

一、検査章 昭和二十六年八月三十日亡失

一、検査章
昭和二十五年四月二十七日交付第五
一号一葉
東成税務署在勤大蔵事務官大島勝治
名義の分

昭和二十六年七月三十一日亡失
一、検査章
昭和二十五年三月二十三日交付第三
一号一葉
泉佐野税務署在勤大蔵事務官宮下雅
之名義の分

昭和二十六年八月一十三日亡失
一、検査章
昭和二十四年十月一十六日交付第一
四五号一葉

宮城県伊具郡北郷村大字神次
場下百二十二番地馬場さくの申
り大河原区裁判所が昭和二年三
日右事件本人に対し為した準
宣告はこれを取消す。

昭和二十六年十月三十一日
仙台家庭裁判所大河原

●昭和二十六年(家)第五六六号
本籍広島県世羅郡甲山町大字
九番地、住所徳島県板野郡川
沖島百四十五番地

申立人 沼田

右の者に対し大正十五年四月
日尾道区裁判所の為した准禁治
はこれを取消す。

昭和二十六年十月十三日

事件本人吉田茂雄に対し為し、
治産の宣告はこれを取消す。
昭和二十六年十月十五日
前橋家庭裁判所
家事審判官 高野
昭和二十六年(家)第九五一号
本籍と住所宮城県伊具郡北郷

久松八日申の月

一、收稅官吏章
昭和二十四年六月三十日交付第六六
大阪國稅局在勤大藏事務官古寺秀一
名義の分
昭和二十六年七月十六日亡失
、收稅官吏章
昭和二十五年六月十七日交付第一四
号一葉
東成稅務署在勤大藏事務官大島勝治
名義の分
昭和二十六年七月三十一日亡失
、國稅滯納者財產差押証票
昭和二十六年四月二十二日交付第一九
号一葉
右京稅務署在勤大藏事務官福井三郎
名義の分
昭和二十六年九月八日亡失
、國稅滯納者財產差押証票
昭和二十六年四月四日交付第一号
葉
住吉稅務署在勤大藏事務官榎野雅
名義の分
昭和二十六年十月三日亡失

This image is severely overexposed, making it difficult to discern specific details. It appears to be a scan of a physical object, possibly a piece of debris or a damaged item, against a bright background. The object itself is dark and textured. The entire image is surrounded by a thick black border.

(別紙) 目録
敷島紡績株式会社株式新株十株券一枚
但し
一枚の株券額面 金二百五十円也
一株の拝込金額 金二十五円也
記号番号 夏第一二一一号
発行年月日 昭和十二年九月一日
発行者 福島紡績株式会社取締役社
長八代祐太郎
最終株主 郡和吉
同会社株式第二新株五十株券一枚
但し
一枚の株券額 金一千二百五十円也
一株の拝込金額 金二十五円也
記号番号 B第三一九一号

発行年月日 昭和二十五年二月十一
日 最終株主 木下昇三

●昭和二十六年(へ)第三九七号

大阪市東区瓦町五丁目四十一番地

申立人 木村 増蔵

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから
その証券の所持人は昭和二十七年五月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利
の届出をし証券を提出されたい。もしも期日迄に右の届出と提出をせねばその

●昭和二十六年(大正三)第三十九号
長浜市南興服元町三五〇
申立人 斎藤 モト
別紙目録に記載した証券について右
の者から公示催告の申立があつたから
その証券の所持人は昭和二十七年五月
二十九日午前十時迄に当裁判所に権利
の届出をし証券を提出されたい。もし
期日迄に右の届出と提出をせねばその
証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
大阪簡易裁判所

(別紙) 目 錄

神島化学工業株式会社 株式一百株
但し

額面 金五千円也

一株の金額 金五十円也

記号番号 参新乙第二一七六八号百
株券一枚

発行者 神島化学工業株式会社取締

拂込額	一株に付金五十四円也
株券発行者	同和火災海上保険株式会社
株券発行日	昭和十九年四月二十九日
最終株主	谷口三郎
最終所持人	佐藤徳重
發行者	東洋紡績株式会社
最終株主	(1)井上唯徳(2)井上英郎(3)
最終所持人	佐藤徳重
一株に付拂込	金五十円
記号番号	(1)丁に第一四六六九 号、(2)丁に第二〇六八九号、(3)丁に 第四七六五号、(4)甲に第六二九二 号、(5)丙に第一五〇一〇号、(6)丁に第 三六七四号、(7)丁に第一三六七五 号(8)丙に第一〇六一九号、(9)丙内 に第七つ九九号、(10)自甲は第七九三〇 号、(11)自甲は第八六九四一号至甲は 第八六九四号
一種類	東洋紡績株式会社株式
数量	(1)五十株券十枚(2)十株券十枚
株券額面	(1)金二千五百円(2)金五百 円
(別紙)	目録
大阪簡易裁判所	申立人 佐藤徳重 の者から公示催告の申立があつたから その証券の所持人は昭和二十七年五月 十九日午前十時迄に当裁判所に権利 の届出をし証券を提出されたい。もし 期日迄に右の届出と提出をせねばその 證券の無効を宣言することがある。 昭和二十六年十月二十二日

近に右の届出と提出をせねばその記
の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月十五日
大阪簡易裁判所
(別紙) 目録
和火災海上保険株式会社株式五百株
株券五枚
記号番号 戊六三一〇号、戊九六九
号、戊九七〇号、戊一四七六号、
戊一八二六号
株券額面 一株に付金五十円也

臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対しても債権を有せられた方には第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十月十四日
中央区木挽町八丁目十五番地八

代表清算人 永井英二

三洋水産株式会社

解散公告(第二回)
当社は昭和二十六年九月三十日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対し債権ある向は此の公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に申出なき時は清算より除外されます。

本籍地住所氏名不詳推定年令四十二
才位男人相身長五尺三寸位体格中肉
頭髮角刈着衣黒縞背広白キヤテコシ
ヤツ薄いメリヤスのズボン下ねずみ
色の絞の兵古帶赤皮短靴
右は十月八日足柄下郡酒匂町酒匂打
出続越四四五番地にて轢死体として発見手
を経て仮埋葬心当の者は当役場へ届
出られたい

昭和二十六年十一月六日
神奈川県足柄下郡酒匂町役場

発行年月日 昭和二十三年十一月一日
発行者 敷島紡績株式会社取締役社長室賀国威
最終株主 清ツネ

○公示送达 昭和二十六年(乙)第一一二号

右の者に対する物価統制令違反被告
事件に付昭和二十六年十二月十八日午前十時公判を開廷するから当府刑事部
第二号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜないときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條
に依り勾引状を発することがある。

昭和二十六年十一月一日

東京高等裁判所第四刑事部
裁判長判事 花輪三次郎

地方公共团体公告

金額	金七万八千九百九十四円也
振出人	大阪市東区南久宝寺町二丁目三十番地、池田貞株式会社
受取人	株式会社丸信
振出の年月日	昭和二十六年十一月三十日
支拂期日	昭和二十六年九月十七日
支拂地	大阪市
支拂場所	株式会社三和銀行船場支店
金額	金十六万三千九百八十円也
振出人	大阪市東区南久宝寺町二丁目四十七番地、株式会社国金商店
受取人	株式会社丸信
振出の年月日	昭和二十六年九月十七日
支拂期日	昭和二十六年十一月二十日
支拂地	大阪市
支拂場所	株式会社帝国銀行船場支店
金額	金八万七千八百八十四円也
振出人	大阪市東区博労町四丁目四十二番地、壽屋産業株式会社
受取人	株式会社丸信
振出の年月日	昭和二十六年九月十七日
支拂期日	昭和二十六年十一月三十日
支拂地	大阪市
支拂場所	株式会社東海銀行南支店
金額	金十三万五千九百四十五円也
振出人	大阪市東区南久宝寺町三丁目、台名会社近江屋商店
受取人	株式会社丸信
振出の年月日	昭和二十六年十一月三十日
支拂期日	昭和二十六年十一月三十日
支拂地	大阪市
支拂場所	株式会社東海銀行南支店
金額	金十三万五千九百四十五円也
振出人	大阪市東区南久宝寺町三丁目、台名会社近江屋商店
受取人	株式会社丸信
振出の年月日	昭和二十六年十一月三十日
支拂期日	昭和二十六年十一月三十日
支拂地	大阪市
支拂場所	株式会社東海銀行南支店

昭和二十六年(ヘ)第三十九〇号
東京都千代田区神田岩本町一二番地
申立人 株式会社丸信
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから
その証券の持有人は昭和二十七年五月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利
の届出をし証券を提出されたい。もしもこの日迄に右の届出と提出をせねばその
証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
大阪簡易裁判所

長野食品工業株式会社
代表清算人 橋本 孫藏

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十月二十五日の株主総会で資本の額金三十万円を金五万円に発行済株式総数六千株を三千株に減少し、一株金五十円の内二万円拂込の株式二株を合して一株金五十円全額拂込の株式一株とする事を決議した。此資本減少に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。

昭和二十六年十一月六日

京都市下京区黒門通五條南入柿木町五百九十七番地

京都被服更正配給株式会社

内に御申はのないときは清算月を定めます。

昭和二十六年十一月六日
千代田区神田須田町一の十四
明光電気株式会社
清算人 樋口 秀二

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年九月三十日株主総会の決議により解散しましたので、当会社に対する債権を有する方は第一回の公告掲載の翌日から二箇月以内に申出で下さい。若しこの期間内に申し出がない時は清算から除斥致します。

昭和二十六年十一月九日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年九月二十八日
株主総会の決議により解散したから当
会社に對して債権を有する者は本公告
掲載の日より二箇月以内に申出られた
。若し右期間内に申出のないときは
清算より除斥する。
昭和二十六年十月二十九日
京都巿上京区土屋町通丸太町下
ル
清算人 三協衣料株式会社
種谷 東洋

受取人 株式会社丸信	支拂期日 昭和二十六年十月十五日	振出の年月日 昭和二十六年九月十七日
支拂地 大阪市	支拂場所 帝國銀行船場支店	番地 大阪市城東区関目町五丁目六十九
申立人 折口千代子	同	別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の中止があつたから
申立人 折口己之助	同	その証券の持人は昭和二十七年五月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねば、その証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日 大阪簡易裁判所	昭和二十六年十月二十二日	（別紙）目録
一枚 記号番号 E三六二九八号、E三六 二九九号	一枚 記号番号 E三六二九八号、E三六 二九九号	一株式会社三和銀行株式二千株 但し一株金五十円拂込済一千株券二 五号
發行者名義 役社長井口竹次郎	發行者名義 役社長井口竹次郎	一株式会社三和銀行取締役頭取渡辺忠雄
最終持有人 折口千代子	最終持有人 折口千代子	最終持有人 折口己之助
最終持有人 折口千代子	最終持有人 折口千代子	最終持有人 折口己之助
最終持有人 折口千代子	最終持有人 折口千代子	最終持有人 折口己之助

受取人 株式会社方作
振出の年月日 昭和二十三年九月十
支拂期日 昭和二十六年十一月十五
支拂日
振出地 大阪市
支拂場所 株式会社日本勸業銀行船
場支店
文拂場所
五、証書 約束手形
金額 金四万二千八百三十円也
振出人 大阪市東区南久宝寺町一丁
目十六番地、丸二産業株式会社
株式会社丸二

日産建設株式会社(甲)と日産土木株式会社(乙)は昭和二十六年十一月二日開催の臨時株主総会において甲は乙を合併して存続し、乙は解散することを決議致しましたから、これに異議なし。甲又は乙の債権者はそれぞれ甲又は乙に対し昭和二十七年一月五日迄御了承下さい。

昭和二十六年十一月六日

東京都港区芝田村町一丁目二号
地 甲 日産建設株式会社
東京都港区芝田村町一丁目二号
地 乙 日産土木株式会社

解散公告（第二回）
当組合は昭和二十六年八月十日組合総会決議により解散しましたの公報に對して債権を有せられる方々下さり。若し上記期間内に御申し出ないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月六日
住所　名古屋市昭和区南分町四丁目五十番地
会社名　愛三縫糸協同工業組合
清算人　早瀬幸之助

当組合は昭和二十六年十月九日終了の決議により解散しましたので当組合に對して債権を有する方は第一回公報載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し止記期間内に御申出がない時は清算より除外致します。

昭和二十六年十一月六日

名古屋市昭和区車田町二の二十九
名古屋個糀工業協同組合

清算人代表 柳田 龍雄

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十月十五日主総会の決議により解散致しました。当会社に對し債権を有する方は八ヶ日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出がない時は清算より除外します。

昭和二十六年十一月六日

愛知県知多郡師崎町大字師崎字

株式会社大丸株券十株券六枚 記号番号 新壹丁自第七二〇号至七二二二号、式新に自第四六七〇号至第四六七二号	株券發行者 株式会社大丸 最終株式名義人 大井潤二 江商株式会社株券百株券二枚 記号番号 甲第七一三一号、第七 株券額面 五百円、一株金額五十 株券發行者 江商株式会社 最終株式名義人 大井潤二 別紙目録に記載した証券について その者から公示催告の申立があつたか 二十九日午前十時迄に当裁判所に権 利の届出をし証券を提出されたい。も 証券の無効を宣言することがある。 昭和二十六年十月二十二日 大阪簡易裁判所
但も 株券額面 金二千五百円也	申立人 浜恒
一株に付拂込 金五十円全額拂込 株券記番号 波自七号至一四号八 二二号、一二三号二枚	百九番地 大阪府南河内郡長野町大字西代三
株券額面 金五百円也	申立人 浜恒
一株に付拂込 金五十円全額拂込 株券記番号 路六一号六二号二枚	百九番地 大阪府南河内郡長野町大字西代三
株券額面 金五十円也	申立人 浜恒
一株に付拂込 金五十円全額拂込 株券記番号 以二〇号、二一号、 一八号、一一九号四枚	百九番地 大阪府南河内郡長野町大字西代三

神奈川県中郡大磯町字大磯三七一
番地 申立人 大井 潤一
別紙目録に記載した証券について大
きの者から公示催告の申立があつたから
その証券の所持人は昭和二十七年五月
十九日午前十時迄に当裁判所に権利
の届出をし証券を提出されたい。もと
期日迄に右の届出と提出をせねばその
証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日

支前納諸資 期積本 立手越當 金形金金金	商売立前未仮受 替品掛在合計 高金金金金形	取拂手 入出渡付 金形一、〇八一、六〇五、四三六
販引拂期積本 預手手越當 金形金金金	商売立前未仮受 替品掛在合計 高金金金金形	取拂手 入出渡付 金形一、〇八一、六〇五、四三六
合計	高金金金金形	取拂手 入出渡付 金形一、〇八一、六〇五、四三六
負債の部	高金金金金形	取拂手 入出渡付 金形一、〇八一、六〇五、四三六
二、七〇七、二一二 四、三一六、六四八 一、五八、八〇二、七四一 二、五五、五一、八六六 一、六三、六四六、九〇八	高金金金金形	取拂手 入出渡付 金形一、〇八一、六〇五、四三六
二、一七六、七五七 一、五八、九三〇 一、四九、四九八、四六二 三九、七一六、四九三 一、五三七、六二六	高金金金金形	取拂手 入出渡付 金形一、〇八一、六〇五、四三六

の出本當合		翌日から三箇月以内に株券を當会社 御提出されたい。	
昭和二十六年十一月六日			
岐阜市西材木町四十一番地			
丹羽木村株式会社			
代表取締役 丹羽 清二			
第四十五期決算公告			
昭和二十六年九月三十日現在			
貸借対照表			
資産の部			
土地建物			
出資金、保証金			
九、三一八、四二元			
三、六八七、六二九			
一、四三五、九三五			

株式併合による株券提出公告	日野セメント工業株式会社
当会社は昭和二十六年十月三十日開催の株主総会に於て額面株式一株付金五十円の株式十株を併合して一金五百円の株式とすることに決議し、したから当会社の株式を所有する姓にはこの公告掲載の翌日から三箇月以内に株券を当会社に提出して下さい。	株式併合公告
昭和二十六年十月三十一日	群馬県高崎市八島町六十五番地
代表取締役 鈴木 国彦	当会社は昭和二十六年十月二十日 催の臨時株主総会の決議により一姓五十円の株式十株を併合して一株全百円の株式とすることとしたから当

取締役社長浜恒次郎
最終株主 浜恒雄
岸和田市額原町一二三
申立人 大家 政善
別紙目録に記載した証券について古
の者から公示催告の申立があつたから
その証券の持有人は昭和二十七年五月
二十九日午前十時迄に当裁判所に権利
の届出をし証券を提出されたい。も
正期日迄に右の届出と提出をせねばそ
の証券の無効を宣言することがある。

HK 26.11.06.

1 昭和26年11月6日 火曜日 官 報 (号外)

第 91 号 (4 頁)

官
禁

号外
第九十一号

第十五條第一項の表中公職資格審査会の項を削る。

公職資格審査会設置令（昭和二十六年政令第二百二十一号）は、廃止する。

公職資格審査会設置令を廃止する政令

明治二十二年二月六日
内閣總理大臣 吉田 茂

公職資格審査会設置令を廃止する政令をここに公布する。

法務府公告
○押收物還付公告

○法務府公告

諏訪区検察庁

○左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十六年押第四五号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）換価金二千六百六円

○紙箱四風呂敷八紙袋三布袋一革バンド一赤皮製手提鞄一

○同押第四六号（同）換価金一千五百五十九円

○同押第九七号（同）換価金一千三百十三円

○同押第六号（同）換価金一千六百四十七円

○同押第八七号（同）換価金一千五百九十九円

○同押第九六号（同）換価金一千五百八十八円

○同押第八八号（同）換価金一千五百八十八円

○同押第八九号（同）換価金一千五百八十八円

○同押第八九号（同）換価金一千五百八十八円

○同押第八九号（同）換価金一千五百八十八円

○同押第八九号（同）換価金一千五百八十八円

○同押第八九号（同）換価金一千五百八十八円

四、紙袋	五	同押第七二号(同)
風呂敷	二	○昭和二十四年押第七四号(朴南壽)
紙袋	三	一、糧管理法違反事件
		二、荷札一枚
赤湯区検察庁		左記押收物につき刑事訴訟法第四十九條により公告する。
		○昭和二十六年押第一〇六号(高橋之助食糧管理法違反事件)
		一、米換価金千百四十八円
		○同押第一三五号(鎌木とよ同)
		二、木箱一箇
		三、布袋一枚
		四、同押第一四二号(佐藤茂男同)
		五、米換価金二千二百三十六円
		六、同押第一三七号(中島正一同)
		七、大豆換価金二千八百六十九円
		八、木箱一箇
		九、布袋一枚
		十、同押第一八二号(佐々木繁同)
		十一、米換価金六百九十四円
		十二、同押第一八三号(田中成一同)
		十三、木箱一枚
		十四、同押第一千九百三十七円
		十五、同押第一千九百十六円
		十六、同押第一千九百三十五円
		十七、木箱一枚
		十八、同押第一五百四号(遠山辰夫同)
		十九、米換価金二千五百四十一円
		二十、木箱三箇
		二十一、同押第二〇一号(高橋由紀同)
		二十二、米換価金一千六円
		二十三、同押第二〇二号(佐藤以下不詳同)
		二十四、木箱二箇
		二十五、同押第二〇二号(佐藤以下不詳同)
		二十六、米換価金一千七百九十六円

号外

HK26.111.6.0.

3 昭和26年11月6日 火曜日 官報(号外)

第 91 页

昭和 26 年 11 月 6 日 火曜日 宮 報 (号外)

第91号 2

○同押第一七八八八号(中村スミ同)五百四十四円八十錢
○同押第二八九三号(井手チカ同)一千三百三十二円
○同押第二〇二五号(松重力ナ同)五百四十七円一十九錢
○同押第二〇六八号(加藤トリ同)八百五十五円四十七錢
○同押第二〇八三号(古賀スエ同)五百二十八円三十錢
○同押第二〇八八号(牛島キクヨ同)五百五十五円四十七錢
○同押第二一〇三号(西田タヨ同)四百四十八円九十錢
○同押第二一〇七号(平川ユキ同)五百四十四円九十七錢
○同押第二一〇八号(深町千津子同)四百五十四円十七錢
○同押第二一〇八号(森クリ子同)五百六十七円九十九錢
○同押第二一〇八号(石山ハル子同)四百八十五円六十錢
○同押第二一〇八号(内田キミ同)五百三十六円十錢
○同押第二一〇三号(田中タマ同)四百六十七円七十一錢
○同押第二一〇三号(園田ハル同)三百九十一円八十錢
○同押第二一〇四号(古賀タマ同)二百九十五円九十九錢
○同押第二一〇五号(田中タマ同)三百三十四円五十錢
○同押第二一〇五号(園田ハル同)三百九十一円八十九錢
○同押第二一〇四号(古賀タマ同)二百四十五円九十九錢
○同押第二一〇四号(松田满同)三百四十二円十三錢
○同押第四七四号(被疑者不詳同)八百七十二円
○昭和二十五年押第四〇号(松田满同)三百四十二円十三錢
○同押第二二〇四号(古賀タマ同)三百三十四円五十錢
○同押第二二〇五号(園田ハル同)三百九十一円八十九錢
○同押第二二〇三号(田中タマ同)三百三十四円五十錢
○同押第二二〇四号(古賀タマ同)三百三十四円五十錢
○同押第二二〇五号(田中タマ同)三百三十四円五十錢
○同押第二二〇六号(古賀タマ同)三百三十四円五十錢
○同押第二二〇七号(池田ルノ同)三百三十四円五十錢
○同押第二二〇八号(被疑者不詳同)三百三十四円五十錢
○同押第二二〇九号(同)三百三十四円五十錢
○同押第二二〇九号(同)六百六十二円
○同押第二二〇九号(同)六百六十四円
○同押第二二〇九号(同)六百七十一円

○同押第一二五号(同) 各一枚
○同押第一二六号(同) 各一枚
○同押弁当箱 一箇
○同押第一二七号(同) 布袋、風呂敷 各一枚
○同押第一二八号(同) 布袋、風呂敷、紙袋 各一枚
○同押第一二三号(同) 同 各一枚
○同押第一〇七号(松本恵美子窃
件) 壳渡書 一枚
○同押第八六一号(同) ホスピタン注射液 三十本
○同押第五九号(森川秀尾横領被
件) 换価金 三百三十三円
○同押第八五六号(同) リュックサック 一箇
○同押第八六四号(同) 布袋 一枚
○同押第八五六号(同) 風呂敷 一枚
○同押第八六三号(同) リュックサック 一箇
○同押第八六三号(同) 換価金 四百七十一円
○同押第九二号(橋本洋二窃盗事件
合オーバー) 風呂敷 四枚
○同押第九二号(橋本洋二窃盗事件
合オーバー) ジヤンバー 一枚
○同押第九二号(橋本洋二窃盗事件
合オーバー) 鳥打帽子 一箇
○同押第九二号(橋本洋二窃盗事件
合オーバー) 杉下駄 一足

左記押收物につき刑事訴訟法第
九十九條により公告する。

○昭和二十六年押第三六号(村下
郎貯物故買事件) 現金 二百三十円

八雲区検察官
左記押收物につき刑事訴訟法第
九十九條により公告する。

号外

額面 金二百五十四也
一株の拂込額 金二十五円也
記号番号 イ三〇八一乃至三〇八三
発行年月日 昭和十九年五月一日
発行者 敷島紡績株式会社取締役社
長山内貢
最終株主 神山峻治

明治三十一年三月三十一日第三種郵便物認可